

経営会議の内容

件 名	大和農業振興地域整備計画の変更案について
所 管 部	環境農政部
日時・場所	平成27年10月27日（火） 11:10～11:50 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、農政課長
提 出 理 由	大和農業振興地域整備計画の変更に向け、農業委員会等の意見聴取を行うにあたり、変更案について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 農業の近代化を図ることが難しい農地については、農用地から除外する対象になり得るとのことだが、具体的にはどのような土地が該当するのか。 （所管部）広さが2ha未満など自然的条件や農業生産性の観点から近代化が難しいと考えられる土地で、例えば周辺が傾斜地で狭小であることなどにより、機械等を利用した耕作が難しい農地等が想定される。 ・ 農用地の設定にあたっては、地主の意向なども反映されるのか。 （所管部）優良な農地を確保し、地域農業の振興を図っていくことが目的であるため、市の考えの中で設定していくものである。 ・ 農用地の中には2ha未満の農地も複数あると思う。それでも除外されていない背景には、農用地利用計画の変更に県の同意が必要となっている点が大いなのか。 （所管部）県も市と同じく優良な農地を保全していこうとする基本姿勢がある。 ・ 市街化が進み、都市部で農地が貴重になっている状況にあつては、営農意欲が高い農家が保有する農用地などは、2haという広さで一律に選別していく必要はないと考えられるので、今後、基準の有り方などを検討しても良いと思う。 ・ 今回の計画変更案について神奈川県同意が得られれば、国道467号沿いの農地はすべて農用地から除外されることになるのか。 （所管部）上和田地区の国道467号沿いの農用地は残ることになる。 ・ 社会情勢の変化がめまぐるしい現代にあつては、基礎調査を5年ごとにしっかりと実施した方が良いと思われる。 （所管部）社会情勢等の動向を注視し、適切な時期に基礎調査を実施していきたいと考えている。 ・ 県が自治体の計画変更を同意する際、重視している点は何か。 （所管部）これまで行ってきた、計画変更との一貫性や県内他市に対する同意との整合性などが考慮されているものと思われる。
会議結果	案のとおり、進めていく。